

日立笠戸重工業協業組合
一般事業主行動計画

1. 主 眼

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を創ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

2. 準備期間

(1) 期 間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

(2) 内 容

● 目標

産前産後休業や育児（介護）休業給付、社会保険料免除など法に基づく諸制度を再確認し、事業所における実行可能性を模索する。

● 対策

令和 2 年 4 月～ 法に基づく諸制度の再調査

3. 計画策定期間

(1) 期 間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

(2) 内 容

●目標

1項の検討結果を踏まえ、事業所の法規の改正等を実施し、従業員に対し、新たに改正された法規の周知徹底及び制度に関するパンフレット等の作成配布

●対策

令和4年4月1日～事業所の関連法規改正により、従業員に周知徹底を図るとともに、制度に関するパンフレット等を作成し、社員に配布する。

3. 計画推進期間

(1) 期 間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(2) 内 容

●目標

育児（介護）休業等を取得しやすい環境づくりを目指す

●対策

令和2年4月1日～育児（介護）休業等を取得しやすい環境づくりを促進する。

一例 年次休暇の5日以上の取得状況について実態把握を行い、取得促進のための取組の開始